

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第三部 労働政策

第三編 使用者の労働政策

第二節 労働政策に対する意見

次の二つは、第二次、第三次吉田内閣に対する要望であるが、(1)能率賃金制度の普及および直接賃金統制策の実施要望、(2)行政整理および企業整備の不可避性の強調とその徹底的遂行の要求、(3)民主的労働組合の育成と紛争防止・処理のための行政的、立法的措置の要望がその骨子である。

労働政策に関する吉田新内閣への要望意見書

(四八・一〇・二〇、総理、安本、商工、労働、厚生、文部、内閣官房各当局に

提出)

現下内外諸情勢の転機に際し、祖国再建のため積極的進発をなすの秋は今を以て再びない。われら経営者は経営担当の最終的責任者たる自覚に徹し九月九日全国経営者大会において自ら経済再建の先頭に立ち、自由な逞しき企業活動により当面する経済危機を克服すべき行動方針を決定した。

今や新政権の成立に当り政府はわれら救国の決意をくみ、その新政策のうち左記の事項をとり入れ、もって健全なる労資関係の確立のため施策を強力に実行するとともに、経営者の活動を促進しかつ労働者の生活安定を期する産業経済対策を講じ、経済復興再建政策の一環として有効適切なる施策を迅速果敢に実施に移されんことを要望する。

一、労働者に対する主食の増配を機として、生活必需物資の裏付による実質賃金の確保に一段の努力を致すとともに速かに賃金安定方策を講ずること。

二、生産増強の促進を図り併せて国際経済参加に備え高能率高賃金主義を採用するため、職場規律の確立による勤労者の義務観念の高揚を図るとともに、能率賃金制度の普及を徹底する方策を強力に採ること。

三、行政整理と企業整備の現段階における不可避性を確認して、積極的失業対策を講じ、企業の再建整備を推進して企業経営を合理的基礎におき、国際経済への参加態勢を準備するとともに企業整備により生ずべき失業者の吸収については経営者の創意による新職場の開発を助成し、さらに失業者に対する国家的生活保障制度の充実を図ること。

四、労働者の基本権と公正なる労働運動はこれを尊重するとともに、過激分子によって指導せられる労働組合運動の行過ぎを是正する趣旨から労働関係法規の改正を断行すること。

五、労働運動の民主化を促進するため労働者に対する教育活動を徹底するとともに、教育の実際化を図るため学校教育における企業経営ならびに生産技術教育に力を致

すこと。

六、当面の不安定なる経済情勢下における労働者の福祉増進を図るため、現在の不徹底なる社会保険制度を整理統合して適正なる負担割合による社会保障制度の確立に向うとせもに、現在死蔵同様の状態にある各種社会保険の積立金の合理的運用を速かに行うこと。

吉田新内閣に対する要望意見書(四九・二・一六)

過般の総選挙においては全国民の総意が政治経済の安定を希求した結果、議会の安定勢力として民主自由党が絶対多数を獲得したのであって、この総選挙の実績に鑑み今回広く志を同じうする人材を集めて新内閣の組織が行われたことは政治安定への第一歩として同慶に堪えないところである。いうまでもなく内閣今後の施策の中心は経済安定にあり、その基盤は九原則の実施にある。経済九原則にもとづく諸政策を強力に遂行しわが国経済の自立安定を達成するためには政府施策に対する国民の明るい希望に満ちた衷心よりの支持がなければならない。

政府はこの新発足に当り総選挙において国民に公約した諸政策の忠実なる実行を期するとともに、殊に今後諸施策の重点たる経済政策については広く財界の意見を積極的に反映し、経済の実態に即応した真に適切なる施策の具現を図られたい。

特に産業労働政策については高邁なる叡智と旺盛なる熱意をもって全国民の自発的協力により、左記の事項を強力に推進してこれを実践に移されんことを要望するものである。

一、為替レート設定を機とする物価、賃金の安定は経済安定の要件である。従ってこれに関する方策としては

(1)単一為替レートはわが経済の総合的実勢に基き確実に維持し得る合理的水準において決定すると共にこれに関連する諸施策の準備に遺憾なきを期すること。

(2)一般物価水準は賃金安定の前提としてこれを確保すべきであるが、甚だしく不合理な公定価格についてはこれを是正すると共にこれにより一般生計費の増加を来さないよう関連産業の合理化による値上りの吸収等適当な措置をとること。

(3)賃金安定方策としては企業三原則の厳守に対応し生産意欲の向上を促進することを条件とする方法において直接賃金統制策を実施すること。この際、

(イ)地域間、産業間、企業間の賃金格差は適当に是正する。

(ロ)支払能力の限定について適正な基準を設定する。

(4)賃金安定策に伴う措置として

(イ)生活および労務用必需物資の配給確保、増配による実質賃金の維持改善。

(ロ)ヤミ取引の撲滅、資材配給の適正化。

(ハ)勤労所得税の軽減、租税負担の公正化を図ること。

二、九原則の実施に伴う企業の合理化、失業の発生は必然的である。従ってこれに関する方策としては

(1)行政整理は九原則の重要な一環としてかねての公約にもとずき、単なる経費節減のための人員整理でなく、政府事業と行政事務の今般に互る能率化を図るため徹底的に

実施すること。

(2)失業対策としての公共事業については従来の官僚的・非能率な企画運営を改善するとともにわが国唯一の無尽蔵資源たる電力の電源開発その他産業道路の拡張等生産的事業を中心とすること。

(3)右の生産的公共事業に要する資材資金調達については連合国の援助を仰ぎ船員の就労職分を増大するため船舶のチャーターを連合軍当局に懇請すること。

(4)失業対策の第一線機関として公共職業安定所の重点的再編成を行うとともに窓口行政の刷新を図り職業紹介事務のサービス化、失業保険事務の効率化、職業補導所の民間委託等を実施すること。

(5)社会保険及び解雇手当、家族手当等の諸制度を整理統合して合理的なる社会保障制度の確立を目標とし

(イ)当面の企業整備に対する解雇手当については企業合理化資金の一部として融資のあっ旋を図る等の指導につき遺憾なきを期すると共に

(ロ)現行厚生年金保険等の積立金は労働者住宅、その他勤労者の生活安定のため積極的に合理的な運用を図ること。

三、九原則実施のためには労資関係の安定が必須の要件である。したがってこれに関する方策としては

(1)労資間の紛争防止の見地より

(イ)労働組合の民主化を一層促進するため必要な立法的措置を講ずるとともに

(ロ)労働組合に対する政党の支配を排除するため破壊と混乱を目的とし経済再建を阻害する一分子に対して明確な思想対策を確立し、真の民族的福祉の基盤となる健全な国家観念と愛国精神に関し国民に対する啓蒙運動を強力に展開すること。

(2)労資間の紛争処理のため

(イ)企業内の苦情処理機関の設置、調停機関への附託などにつき労働協約に関する強力なる指導を行うとともに

(ロ)特に公益事業については社会の福祉を脅す恐れある場合は強制仲裁をなし得るよう法的措置を講ずること。

(3)従来の労働運動の実情に鑑み極東委員会一六原則の主旨に従い

(イ)労資対等および公正の原則を明確にし

(ロ)紛争の平和的解決の義務を強化し

(ハ)労働組合の民主性、責任性を確立するため労働組合法および労働関係調整法の根本的改正を実行すること。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

